

IPOにおける士業の役割

目次

1. 株式公開とは..... 5
2. 上場の基礎知識..... 8
3. 上場審査における士業の役割.....13

1. 株式公開とは

① 株式公開とは？

IPO(株式上場)は、会社が金融商品取引所(証券取引所)に上場申請を行い、上場承認されることにより実現します。IPOが実現すると、当該会社の発行する株式が株式市場において不特定多数の投資者により売買されるようになります。

国内の金融商品取引所(証券会社)は東京証券取引所市場第一部・二部をはじめ、名古屋・札幌・福岡にあります。

このうち、東証マザーズ・ジャスダック・名証セントレックス・札幌証アンビシャス・福証Q-Boardは総称して新興市場と呼ばれており、今後の成長性が見込まれる会社に対し、資金調達の間を提供する目的で開設された市場です。

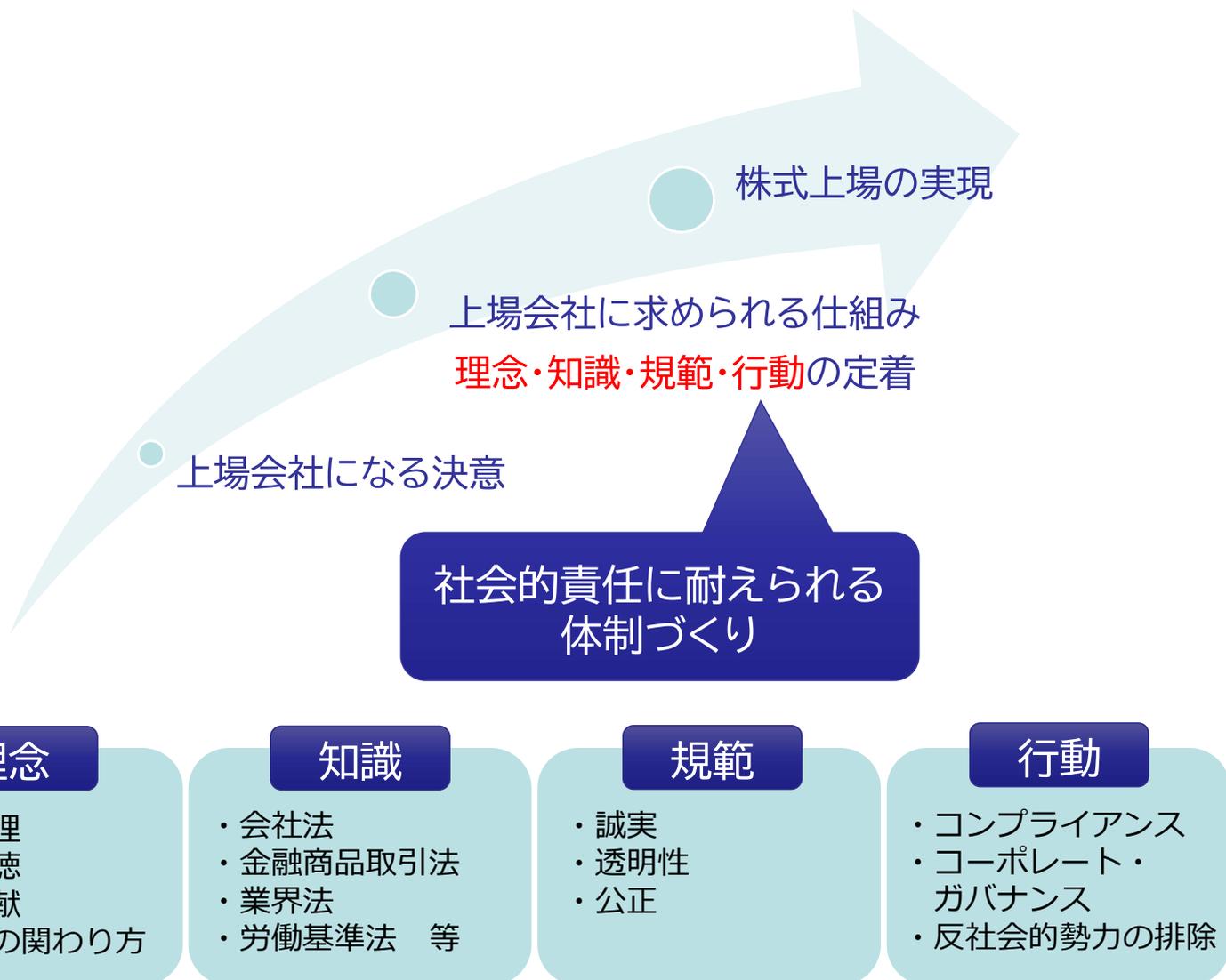
なお、TOKYO PRO Marketは日本で唯一となるプロ投資家向け市場として設けられた制度の異なる市場で、ベンチャーにとってのステップアップの場となっています。

2021年5月時点上場会社数

東京証券取引所 (東証)	市場第一部	2,192	既存市場
	市場第二部	475	
	マザーズ	356	
	JASDAQスタンダード	665	
	JASDAQグロース	37	
	TOKYO PRO Market	45	
名古屋証券取引所 (名証)	市場第一部	193	新興市場
	市場第二部	81	
	セントレックス	13	
札幌証券取引所 (札幌証)	本則市場	48	合計
	アンビシャス	10	
福岡証券取引所 (福岡証)	本則市場	92	4,222社
	Q-Board	15	

②上場会社の社会的責任とIPO

会社は業容拡大にともない、消費者・取引先・従業員などのステークホルダー(利害関係者)が増加し、それぞれのステークホルダーや社会全体との関係において社会的責任が増大します。さらに、IPOすることにより、年金基金・投資信託・事業法人・外国人・個人等の株主・投資者が一段と増加しますので、企業価値の増大という基本使命に加えて国の金融インフラである株式市場において「適切な投資対象としてあり続ける」「適正な情報開示を続ける」等の社会的責任を負うこととなります。



MEMO

2. 上場の基礎知識

① 株式公開(上場)に向けてのアドバイザー

株式上場準備は、**法令・規則等の専門的な知識が必要**となるため、専門家のアドバイスが必要となります。

また、証券取引所では、株式上場にあたり主幹事証券会社による推薦書の提出や監査法人による監査証明が必要となります。

アドバイザー

主幹事証券会社

主幹事証券会社の推薦が必要

監査法人

金融商品取引法に基づく
監査報告書が必要

株式事務代行機関

証券取引所が指定する株式事務代行機関の設置が必要

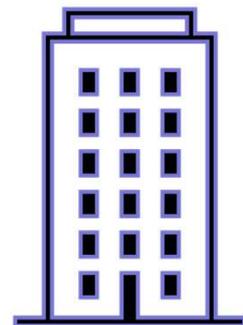
印刷会社

ディスクロージャー専門の
印刷会社が必要

コンサルタント

上場準備全般のサポート

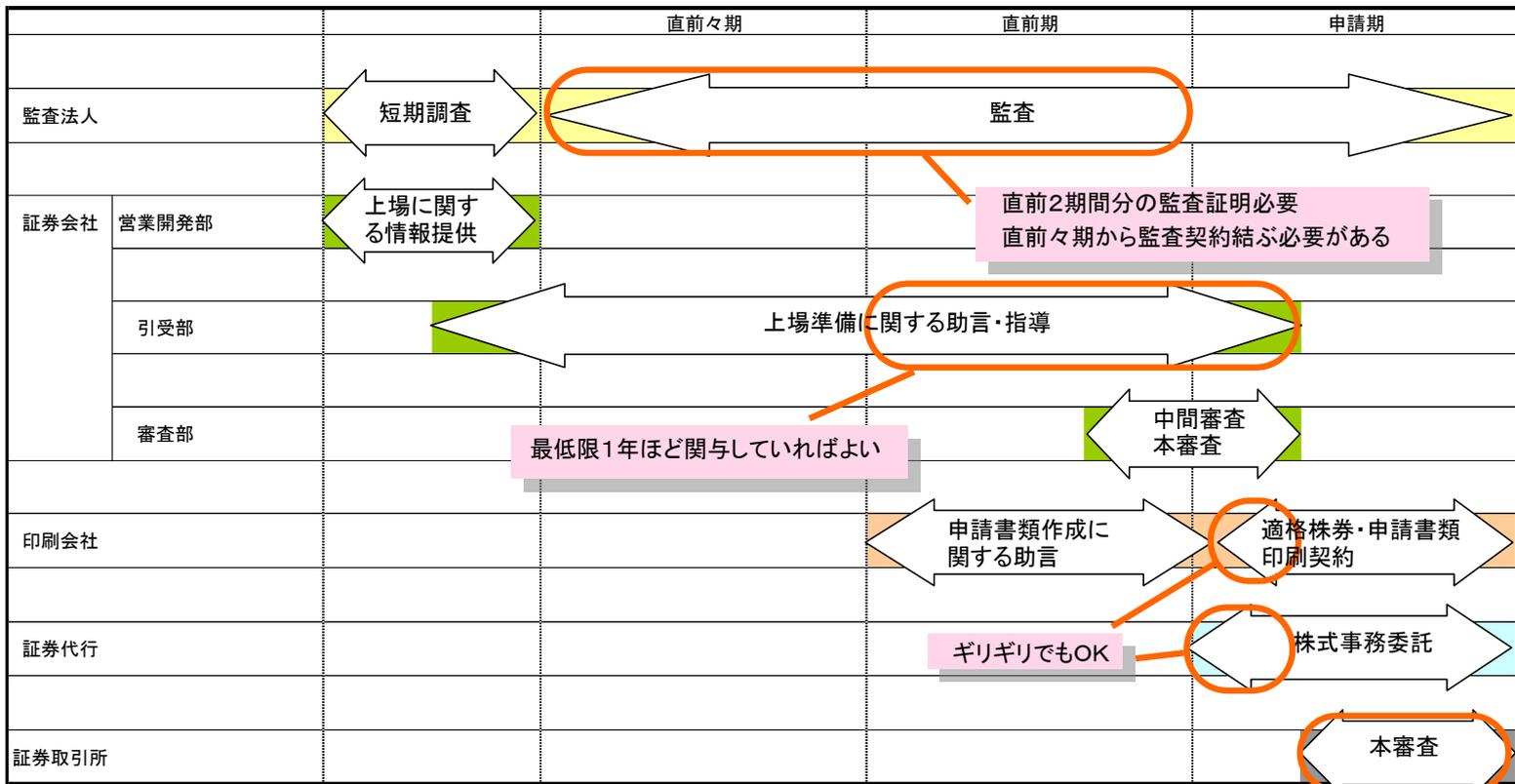
アドバイス
サポート



会社

②株式公開(上場)のスケジュール

上場審査の流れ



MEMO

③ 上場申請までのプロセス

主幹事証券会社(営業開発部)との接触



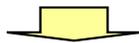
主幹事証券会社(引受部)との接触

監査法人へ短期調査を依頼
(ショートレビュー)

助言・アドバイス

問題点の指摘

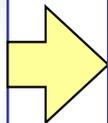
- 社内体制の整備・運用
- 申請書類の作成



主幹事証券会社(引受部・審査部)

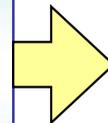
■ 中間審査書類提出

- ① 質問状を受け取る
- ② 回答書の作成・提出
- ③ ヒアリング



■ 指摘事項の受取り

- ① 指摘事項の改善活動
- ② 改善状況を報告



■ 本審査書類の提出

- ① 質問状の受け取り
- ② 回答書の作成・提出
- ③ ヒアリング

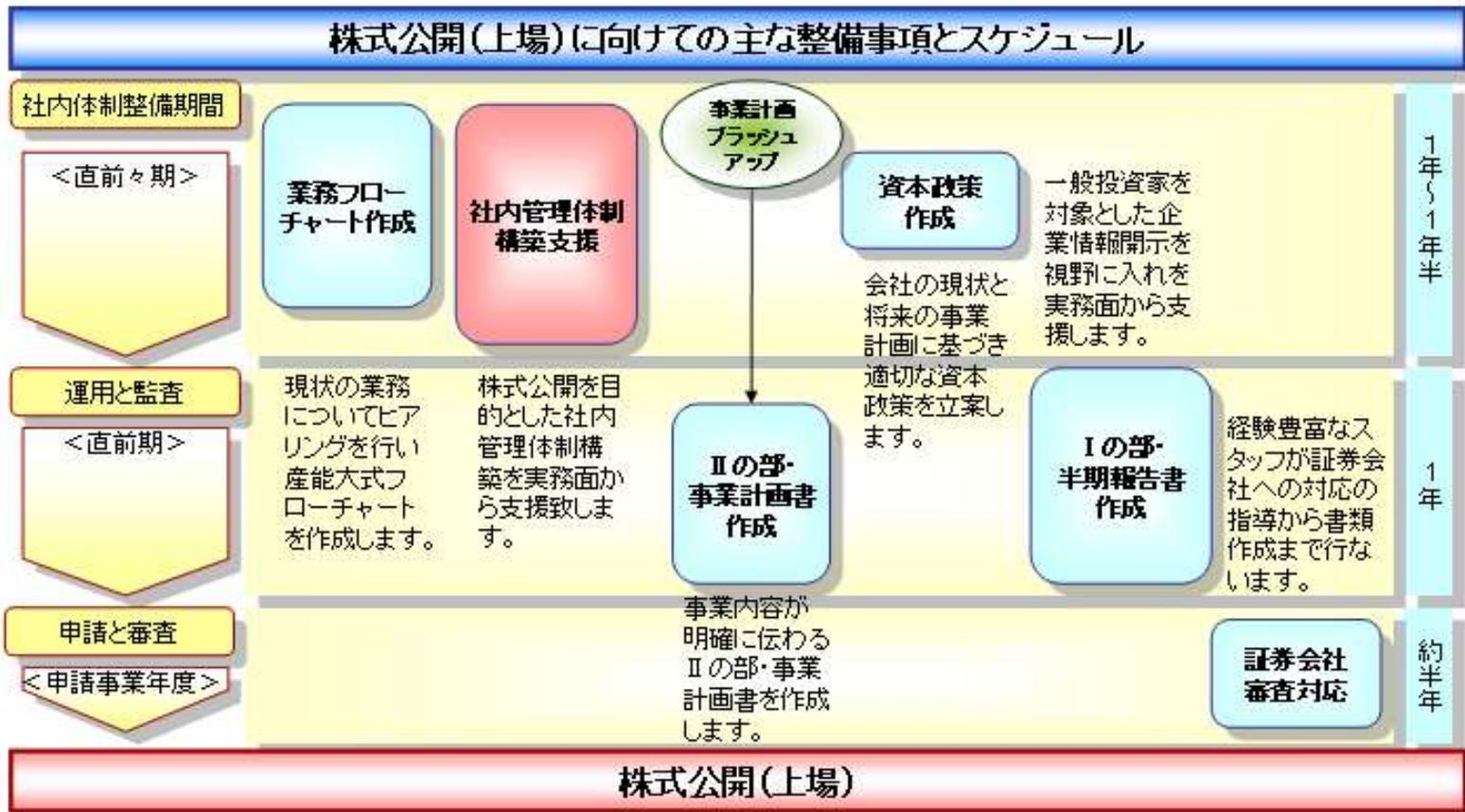
3~5回の質問状による審査を行い
株式上場企業として上場申請の可否を検討



各取引所へ上場申請

MEMO

④株式公開(上場)に必要な整備事項



**事前の社内管理体制の構築がなければ
 上場審査に対応できる上場申請書類の作成、
 証券会社審査対応は困難なものになります!!**

3. 上場審査における 士業の役割

① 求められている士業の力

上場申請企業の中には、非収益部門のコストアップに繋がるため、上場を決意するまでは社内体制の整備が不十分である会社も見受けられます。そのような企業にとって、**上場審査に耐え得る社内体制構築**は非常に大きな課題として取り上げられており、専門家である士業の力が必要とされるケースが数多くあります。

実務において士業の専門知識を活かせる具体例

税理士の 税務・会計の専門知識

経理の整備

- ・経理体制の改善
- ・勘定科目の見直し
- ・原価制度の構築
- ・経理関連規程の整備

管理会計の整備

- ・事業計画策定
- ・開示体制の整備

資本政策

- ・資本政策策定
- ・株価算定

社会保険労務士の 人事労務の専門知識

労務管理の整備

- ・労働時間の適正把握と管理
- ・36協定、就業規則、労務関連規程の整備と運用
- ・過重労働対策
- ・ハラスメント対策
- ・解雇トラブル防止
- ・労働安全管理体制の整備
- ・適正な社会保険加入
- ・高齢者、障害者、外国人の適正な雇用
- ・働き方改革関連法への対応

労務監査書類準備

司法書士・行政書士の 法務関連の専門知識

社内規程整備

- ・最新の諸法令に対応した規程の整備

議事録整備

- ・取締役会、株主総会の法定議事録の整備
- ・規程に基づいた会議体制の運用

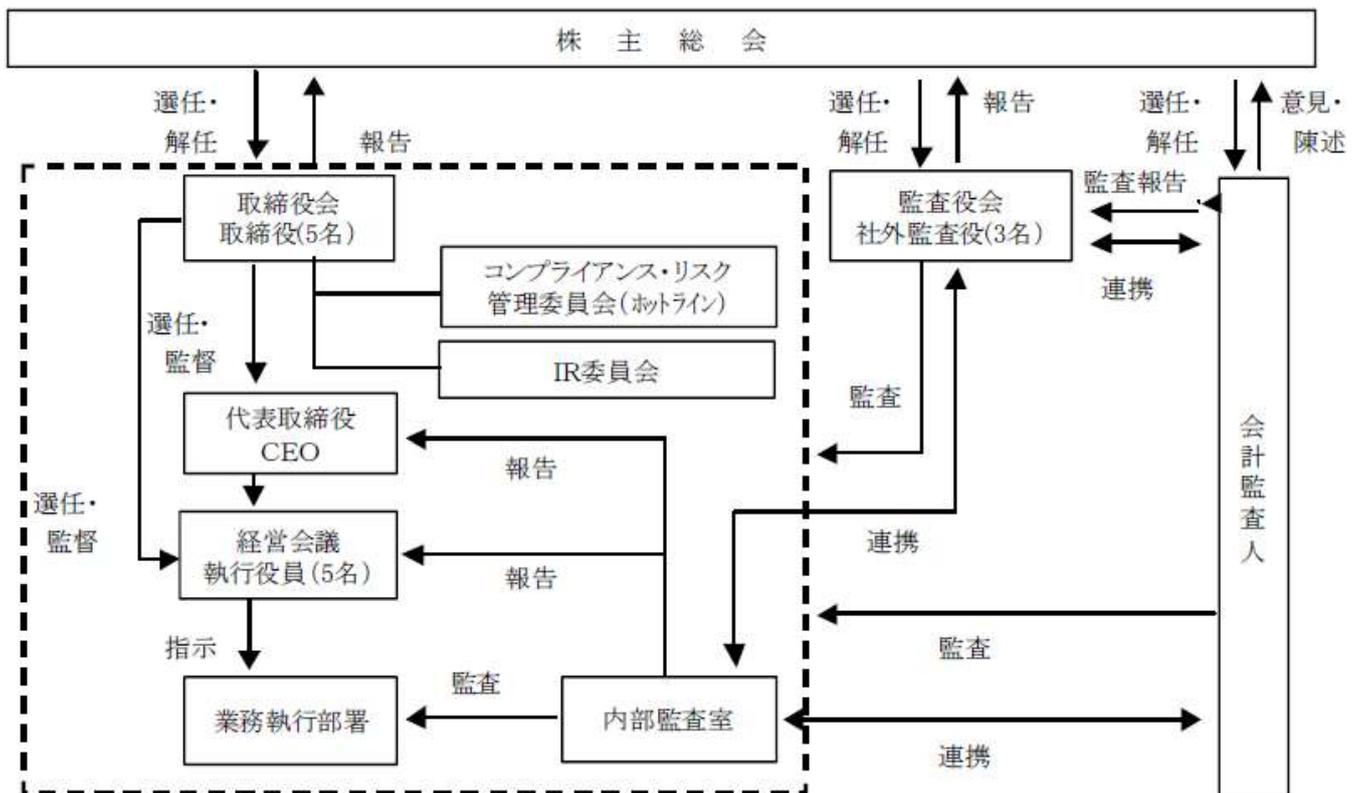
反社会勢力の対応

- ・契約書等の反社条項の整備
- ・反社チェックの運用

②コーポレート・ガバナンス体制の整備

上場会社には、従来にも増して、**株主・投資家を重視し、社会的責任に配慮した行動**が求められています。コーポレート・ガバナンスの充実とは、明確な目標に向けた組織運営を継続できることであり、その目標とは、**適切なディスクロージャーに企業経営者が責任をもって取組み意識を持つ**ということと、**経営者の独走を牽制する**観点から独立性のある社外の人材である監査役、会計監査人等を適切に活用するという点にあります。株主・資者家保護の観点からコーポレート・ガバナンス体制が整備されていることが求められております。

■ 上場企業のコーポレート・ガバナンス体制の参考例(バイオ系上場企業:E社)



③コンプライアンス体制の整備

会社の法令違反が発覚した場合、行政処分、課徴金、罰則などの影響にとどまらず、取引先や消費者からの信用を失い、事業継続が不可能になるケースや企業ブランド毀損による信頼回復に長い年月を要するケースが多く見られます。それを避けるためには、**コンプライアンス体制を社内に構築し運用していくことが重要です。**

【事業活動に関する主な法令等】

憲法、会社法、各業界関連法、税法、金融商品取引法、労働基準法、労働関係調整法、労働組合法、独占禁止法、不正競争防止法、下請法、消費者保護法、個人情報保護法、製造物責任法、特許法、著作権法、ハラスメント関連法令(民法・刑法等)、環境基本法、公益通報保護法、会計基準等、その他法令規則等

法令違反の発覚



様々な企業ダメージ

コンプライアンス体制の整備

- ・コンプライアンス規程の整備
- ・社員の教育(コンプライアンス研修)
- ・法改正の確認、許認可等の更新
- ・コンプライアンス委員会の設置
- ・コンプライアンス体制の監査

④ 労務管理

近年未払い残業代や過重労働等、労働者の権利が不当に侵害されるケースがあり、労務リスクの顕在化が見受けられます。上場審査において、顕在化した労務リスクは投資家保護の観点から、事業経営に大きな影響を与える問題として捉えられております。ベンチャー企業の多くは、販売重視の組織体制により事業拡大を成し遂げております。そのため上場企業として更なる拡大を目指すためにも十分な労務管理体制が必要とされております。

■ 上場審査において問われる人事労務に関わる事項

その他、労働時間について、以下の事項をお教え下さい。

平成18年度（平成18年4月1日以降）の時間外労働・休日労働に関する労使協定（所謂三六協定）の締結状況

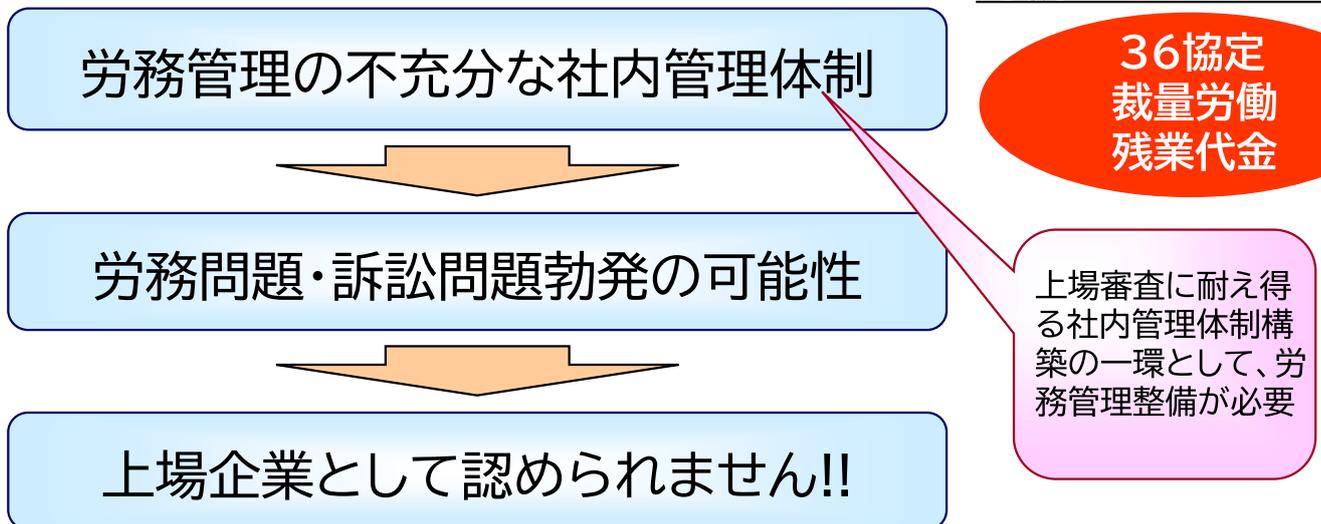
年俸額の決定方法を具体的にお教え下さい（具体的に例示してお教え下さい）。

なお、年俸額に時間外勤務手当が含まれている場合は、当該手当の決定方法も併せてお教え下さい。

店長の労務管理状況について、以下の事項をお教え下さい

店長に対する勤務時間や休日の取得といった労働基準法に則った労務管理の指導方法や指導状況をお教え下さい。

労務コンプライアンス



⑤反社会的勢力への対応

法のグレーゾーンを悪用し、企業から利益を貪ろうとする**反社会的勢力への対応方法**や**従業員との関わり合い**について、上場審査では必ず確認されております。近年、外資系ファンドを通じたM&Aなど、経済取引を利用して企業に食い込もうとする反社会勢力の動きが広まりつつある。こうした反社会勢力から企業価値を守るためには、**土業の専門知識により具体的な企業防衛策と防衛体制を整備している必要があります。**

■ 反社会勢力への対応不十分による事件の例

- みずほ銀行暴力団融資事件 ●東京佐川急便事件 ●サハダイヤモンド事件
- 吉本興業闇営業事件 ●スルガコーポレーション事件

■ 上場審査において問われる反社会勢力に関わる事項

暴力団等、反社会的勢力への貴社の対応に関連して以下の事項についてお教えてください。

①暴力団等反社会的勢力に関係する者が、貴社役員、従業員、株主、特別利害関係者、取引先等、貴社関係者に存在するか否かについてお教えてください。併せて当該事項に係る貴社における確認方法をご説明ください。

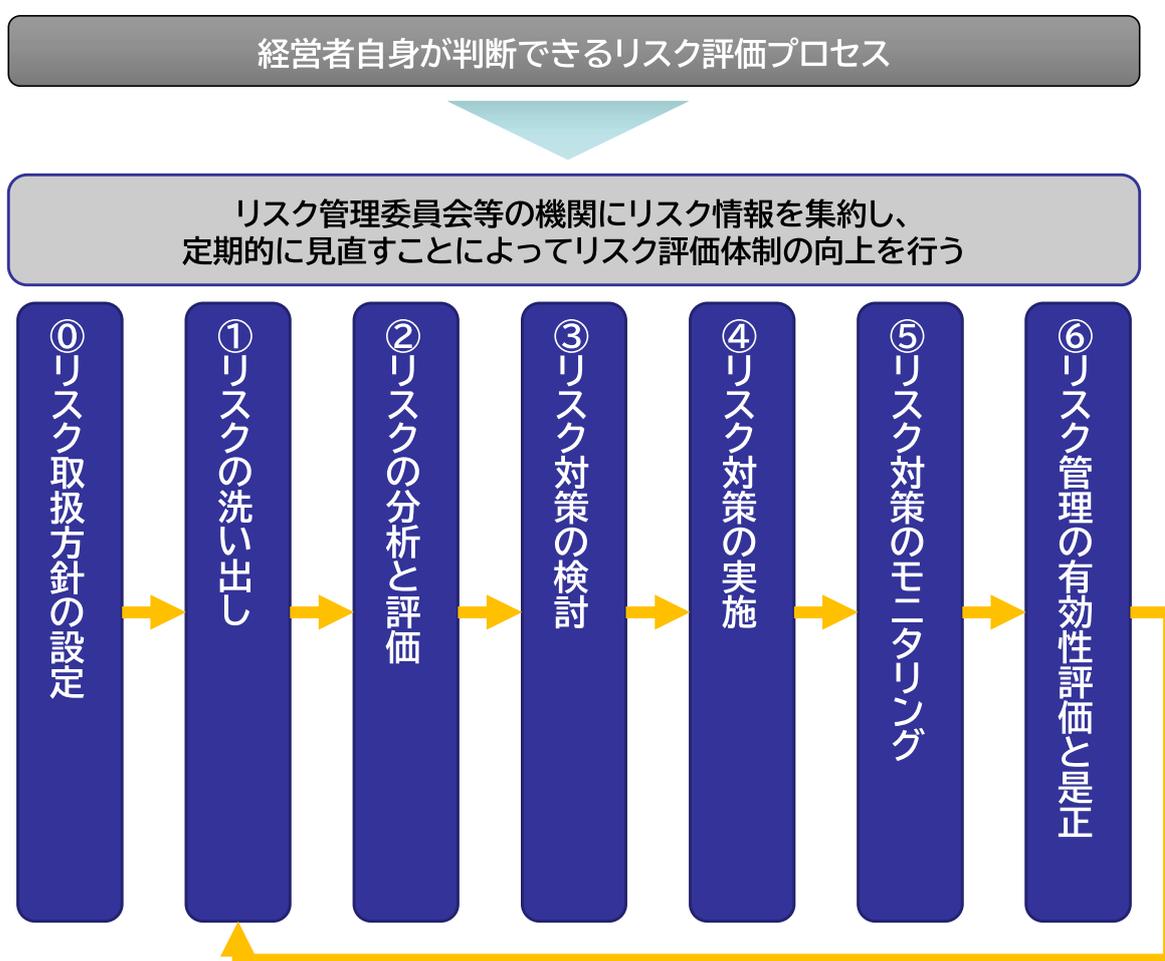
②貴社において役員、従業員、取引先等から反社会的勢力を排除するためにとっている施策について具体的にご説明ください(例:新規取引先についての属性チェック、契約に際しての暴力団排除条項の導入等)。

株式上場では反社会的勢力への対応方法を
実務を経験しながら学ぶ事が出来ます!!

⑥リスク体制の整備

上場するにあたっては、会社の様々なリスクを適切に収集、分析、検討、対応できる体制の構築が必要になります。また、**上場企業は有価証券報告書にある「事業等のリスク」**においてこれらの事項について開示が義務付けられています。

特に重要なのが、経営者に適時適切に情報が集約され、判断が行われる仕組みであるかという点になります。リスク情報が集約される場所として、リスク管理委員会の設立や情報を一元管理する部署の設置を行うことになりますが、取締役会など既存の会議体等にその役割を担わせることも考えられます。



⑦開示体制の整備

上場申請企業の中には、税務・会計業務の整備が不十分であり審査対応に耐え得る開示体制を整備出来ていない企業が存在しております。適時適切な情報開示が達成できない企業は、社内管理体制が未整備とされ上場審査が延期されるケースもあります。内部統制上も開示される財務諸表などは信頼性・確実性を審査される事項であり、上場審査における最重要事項の一つとして、専門家の力が多くの企業から必要とされております。

■ 上場審査において問われる開示体制に関わる事項

情報開示体制について、以下の事項をお教え下さい。

現在の適時開示体制の整備状況（開示を行う十分な体制が確立されているかどうか）をお教え下さい。また、課題として認識している事項がある場合には対応策と併せて内容をお教え下さい。

業績等の開示について、以下の事項をお教え下さい。

- ①月次決算について、確定時期（月末日からの営業日数等）、予実分析の実施時期及び経営陣（取締役会等）への報告時期をお教え下さい。
- ②通期及び半期業績を早期に開示できる体制が整備されているか理由と併せてお教え下さい。
- ③四半期業績を各四半期末から何日以内に開示可能であるかお教え下さい。
- ④四半期業績の開示にあたって課題として認識している事項がある場合には対応策と併せて内容をお教え下さい。
- ⑤業績見通しの公表及び適時適切な業績見通しの修正が可能な体制にあるか理由と併せてお教え下さい。
- ⑥決算作業の早期化への障害となっている事項がありましたら内容を具体的にお教え下さい。

決算後
45日以内

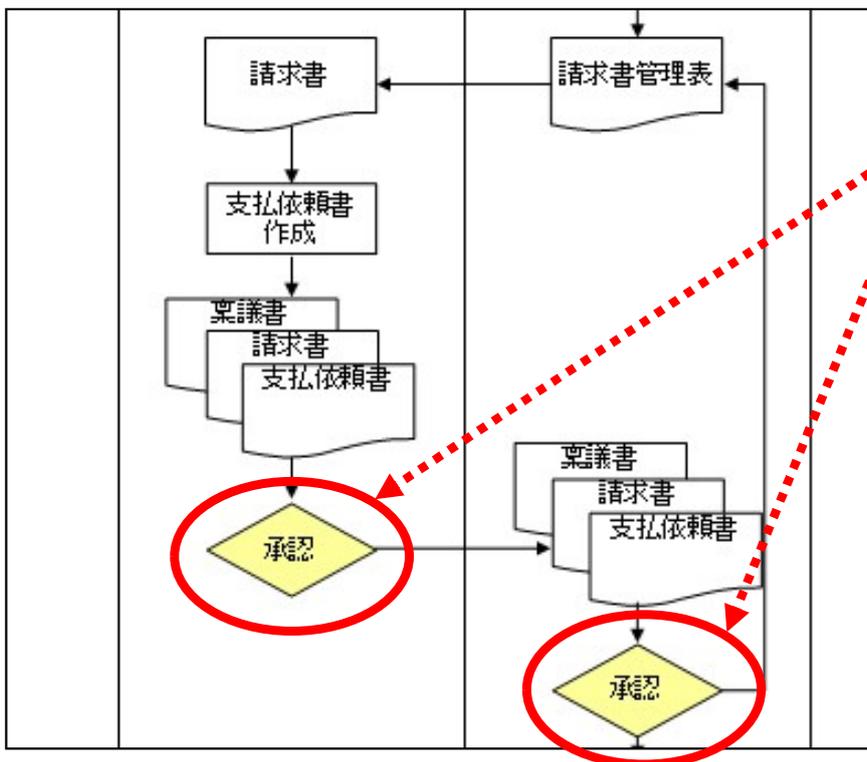
適時適切な情報開示体制が未整備

上場企業には宣誓書
が求められます

上場企業として認められません!!

⑧内部統制

誠実性・倫理観が伴った経営者様の経営理念や経営方針を実現するために、内部統制機能を組織・業務の随所に組み込む事で株式公開企業としてあるべき社内管理体制を維持していく必要があります。上場審査においては、業務の流れの中で内部牽制が機能している事が審査されるケースが多くあります。フローチャートに「承認」「照合」「確認」を組み込む事で、内部統制上の問題をクリアしているフローチャートを作成し、関連する規程に反映させます。その際、専門家である士業の力が必要となります。



内部統制を有効にする手続

帳票の確認を複数の部署で行い承認する、帳票同士の照合を取った上で承認をするなど内部牽制を機能させることにより、内部統制を組み込みます。

■ 上場審査において問われる内部統制に関わる事項

経理財務業務について、以下の事項をお教え下さい。

出納業務と帳票起票業務の内部牽制体制

その他業務について、以下の事項をお教え下さい。

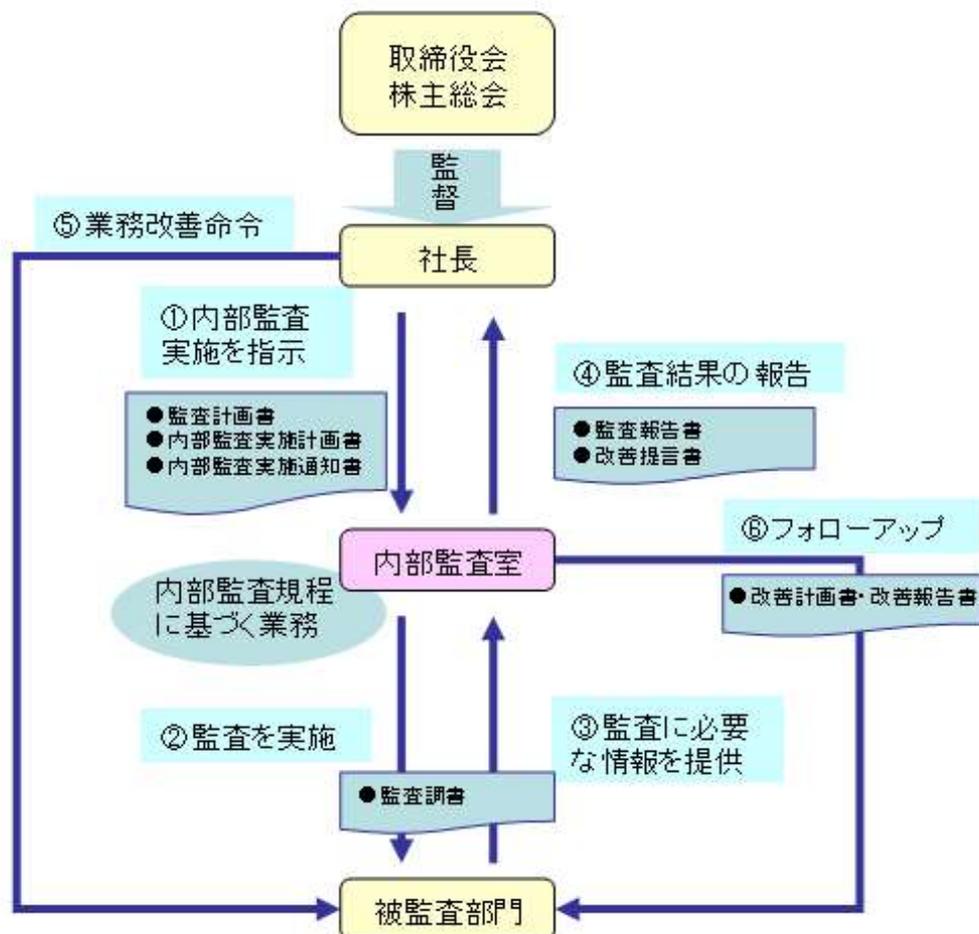
仕入、外注の発注業務と検収業務の内部牽制体制

MEMO

⑨内部監査制度の整備

内部統制の一環として機能する「内部監査」は、業務の効率化、財務報告の信頼性、法令遵守状況といった社内体制の監視活動を行います。そのため社長直属の部門として機能し、監査の結果の報告と、報告を受けた社長による業務改善命令のフォローアップを行います。見た目の上では「利益を生まない」部門である為設置されていない企業が多々あります。そのため、上場を目指す企業においては内部監査制度の整備が不十分である企業もあり、上場審査に耐え得る社内管理体制構築のためにも専門家の知識を必要としております。

■ 内部監査相関図

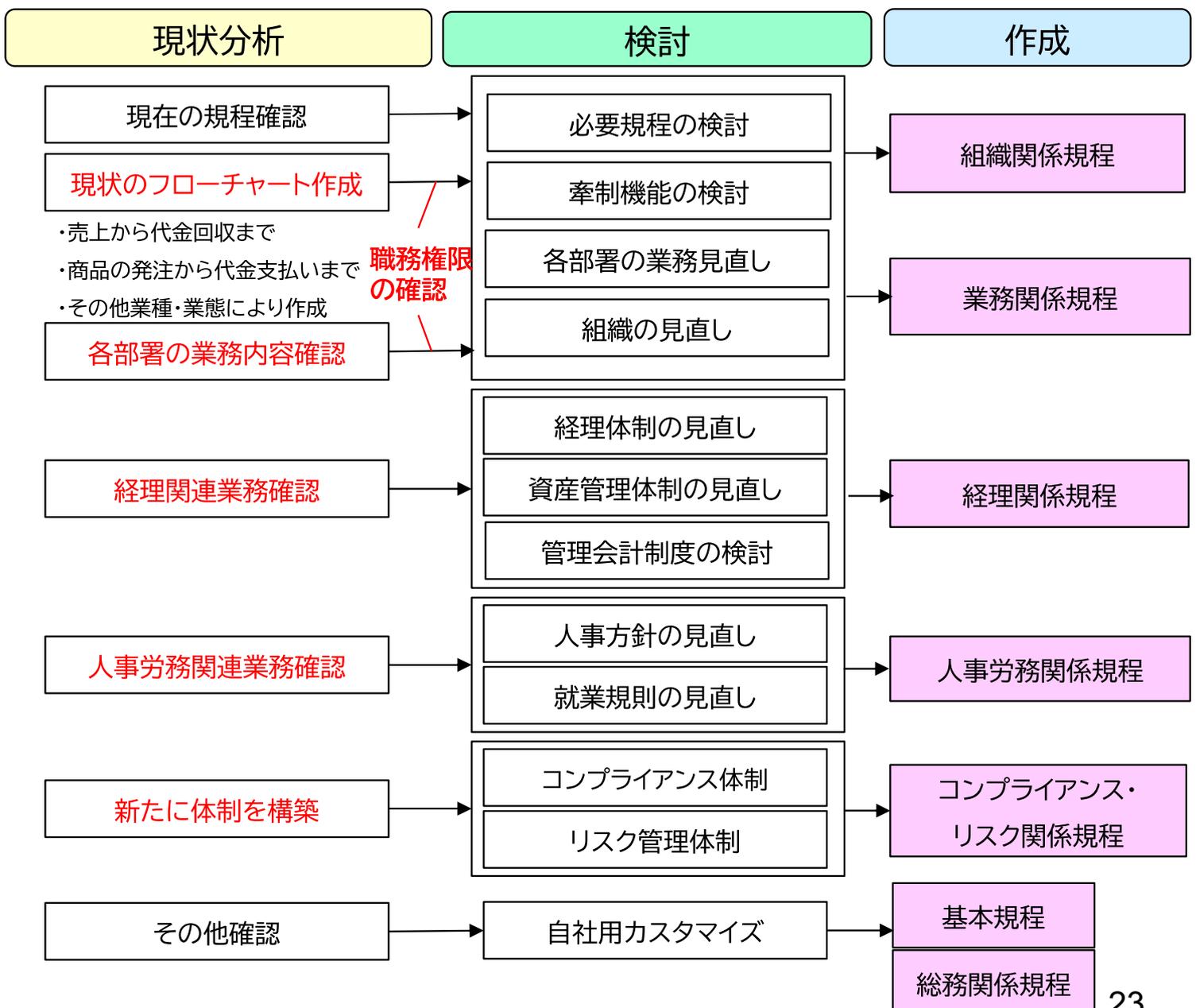


MEMO

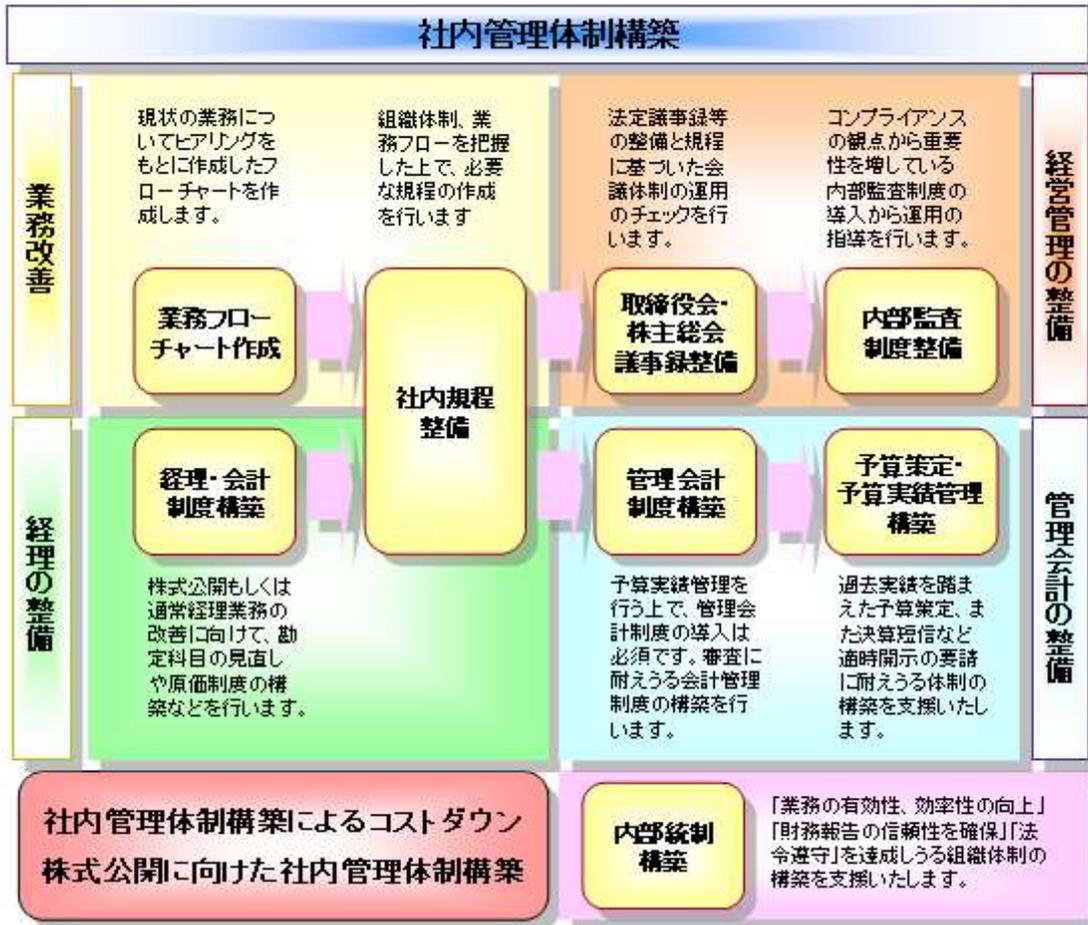
⑩規程類の整備

新たに構築した体制を整備・運用していくためには、それを明文化した規程が必要です。また、規程と実際の業務の整合性も重要です。

規程類の整備には、実際の業務の棚卸を行いフローチャート化を行う必要があります。フローチャートは、業務手順の順序や関係手続きの同時性などが一目瞭然に把握することができます。そのため内部統制の整備・運用状況の把握とその改善に極めて有効です。完成したフローチャートもとに関連する規程類との整合性を確認し、必要に応じて修正作業を行います。規程は組織のルールブックそのものであり、社内管理体制構築において土業の方々の専門知識が必要不可欠な実務となります。



⑪ 土業の力が実現する社内管理体制構築



株式上場の決意の日から限られた期間の中で
上場審査に耐え得る社内管理体制を構築する事が
重要です。そのため株式上場実務には、土業の
専門知識を活かせる、学べるフィールドが沢山あります。

